

報告第 6 号

平成 25 年度里庄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

平成 26 年 9 月 1 日提出

里庄町長 大内 恒章

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.1	—
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
里庄町水道事業会計	— (20.0)	
里庄町公共下水道事業会計	— (20.0)	

備考

- 1 公営企業ごとの資金不足額がない場合は、「—」と記載する。
- 2 経営健全化基準を括弧内に記載している。